

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業 公募説明会

2026年4月22日

目次

1 本説明会の背景・目的

2 事業概要

3 申請書類

4 審査のポイント

5 問合せ・よろず相談先

6 事後アンケートのご案内

1. 本説明会の背景・目的

本補助事業は、地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に対する取組みを支援するものです

背景

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しており、政府は改正物流効率化法の施行や次期「物流施策大綱」の策定等、課題解決に向けた取組みを行っています
- 特に、2024年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、長距離ドライバーの担い手不足が深刻化する中で、特に地方部において地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応するとともに、2028年に予定されているトラック適正化2法の施行を見据えた中小トラック事業者の経営体質の改善が急務となっています
- そこで今回、地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援するための「地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業」が開始されました

目的

- ① 本補助事業の内容について理解を深めていただき、公募申請につなげていただくこと
- ② (公募申請をご検討されていなくとも) 地域の物流課題に関心をお持ちの方、もしくは相談してみたい方に向けて、「よろず相談先」をご紹介すること

令和7年度の3つの補助事業が、令和8年度では2つの補助事業に統合されており、ラストマイルのみの取組は、「ラストマイル配送効率化促進事業」へご申請ください

本事業の位置づけ

令和7年度に実施した事業	令和8年度事業	事業目的	間接補助金額
<p>モーダルシフト加速化事業</p> <p>地域連携モーダルシフト等促進事業</p> <p>ラストマイルのみににおける取組</p> <p>ドローン配送拠点整備促進事業</p>	<p>地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業 <u>(本事業)</u></p> <p>ラストマイル配送効率化促進事業</p>	<p>地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援</p> <p>物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保 <u>(ラストマイルのみの取組 (過疎地域等の共同配送・ドローン配送等))</u></p>	<p>7,500万円程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 検討経費：2,500万円 (定額補助) ▶ 実証・事業化経費：5,000万円(補助率 1/2) <p>2,000万円程度 (補助率 1/2)</p>

令和7年度の「地域連携モーダルシフト等促進事業」において、ラストマイルのみの取組も補助対象としていましたが、令和8年度においては原則、「ラストマイル配送効率化促進事業」へ申請ください。

ただし、ラストマイルの取組に加えて、幹線輸送や地域間輸送に係る取組を組み合わせること等により、「地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業」をご活用いただける場合がございますので、詳しくは事務局へお問い合わせください

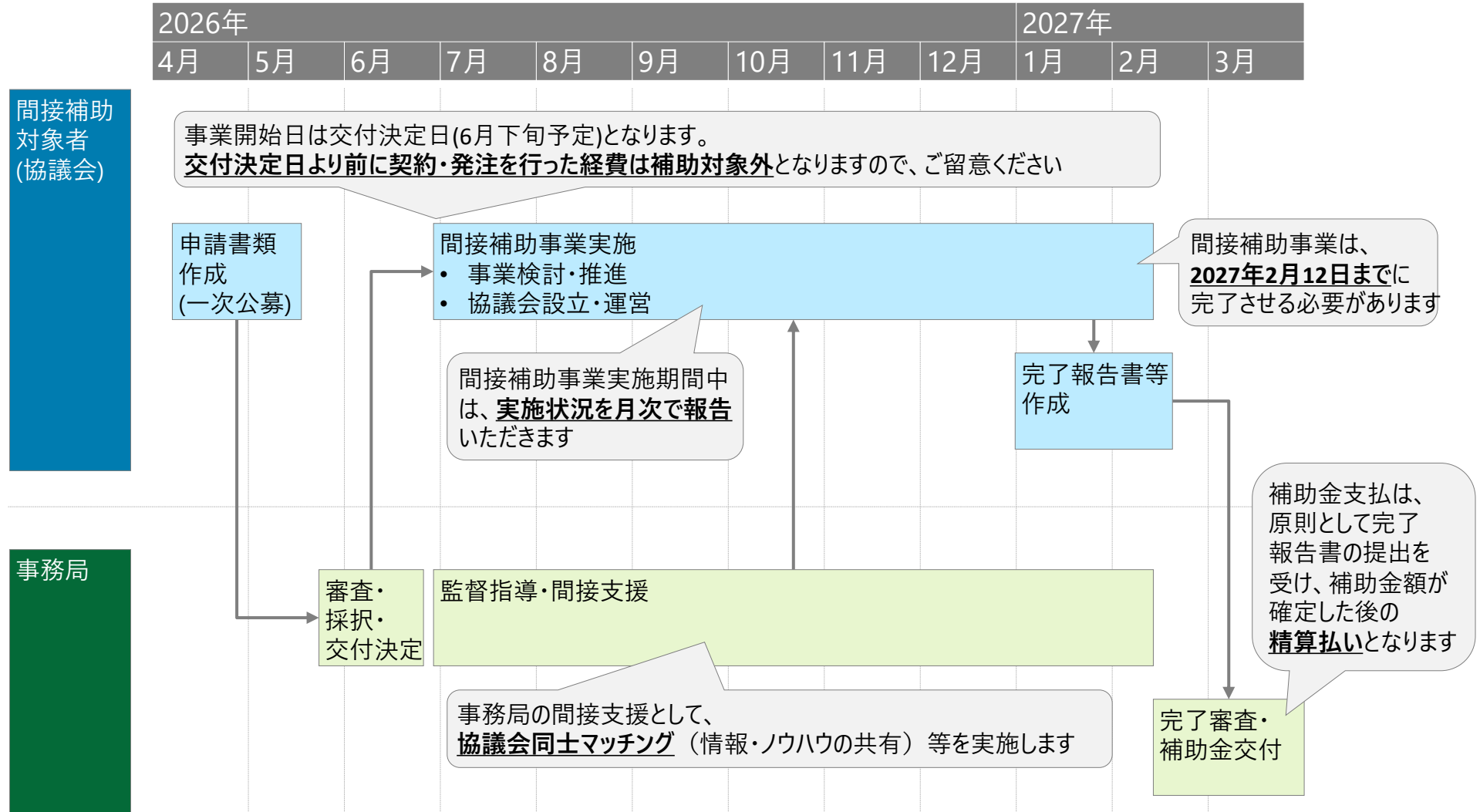
2. 事業概要

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- 間接補助事業イメージ
- 申請事例（想定）
- 間接支援イメージ

事業開始日である交付決定日(6月下旬予定)より前に、契約・発注を行った経費は補助対象外となりますので、ご注意ください

事業全体の流れ



2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- **間接補助対象要件・事業スキーム**
- 間接補助対象経費
- 間接補助事業イメージ
- 申請事例（想定）
- 間接支援イメージ

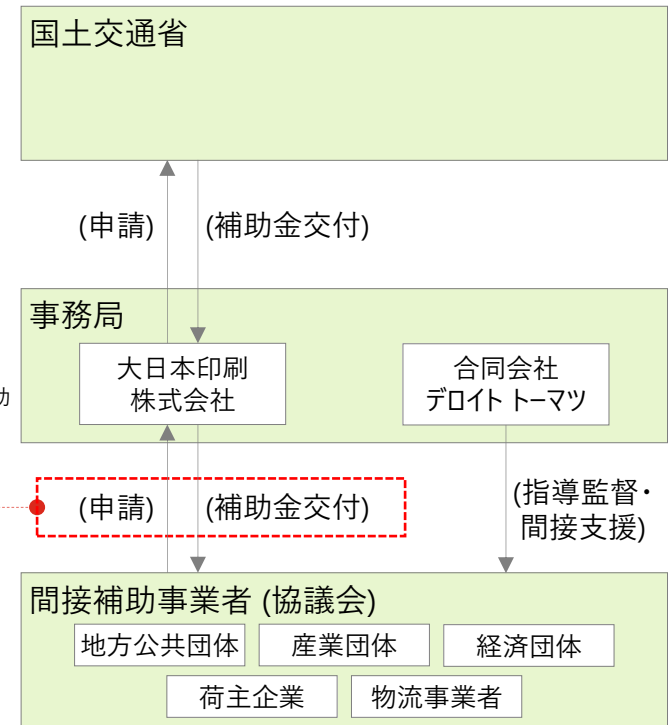
本補助事業では、検討経費で最大2,500万円(定額補助)、実証・事業化経費で最大5,000万円(補助率1/2)の最大7,500万円を支援します

間接補助対象要件・事業スキーム

間接補助対象要件	
間接補助対象者	協議会 (地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体(任意※)等が参画した協議会)
間接補助金額(上限)	最大7,500万円 ▶ 検討経費：2,500万円(定額補助) ▶ 実証・事業化経費：5,000万円(補助率 1/2)
間接補助事業期間	交付決定日～2027年2月12日(金) (交付決定日より前に契約・発注を行った経費については補助対象外となりますので、契約・発注は事業開始日(=交付決定日)以降に実施してください)

「公募要領」「交付規程」に基づき、事務局から間接補助事業者へ補助金を交付

事業スキーム

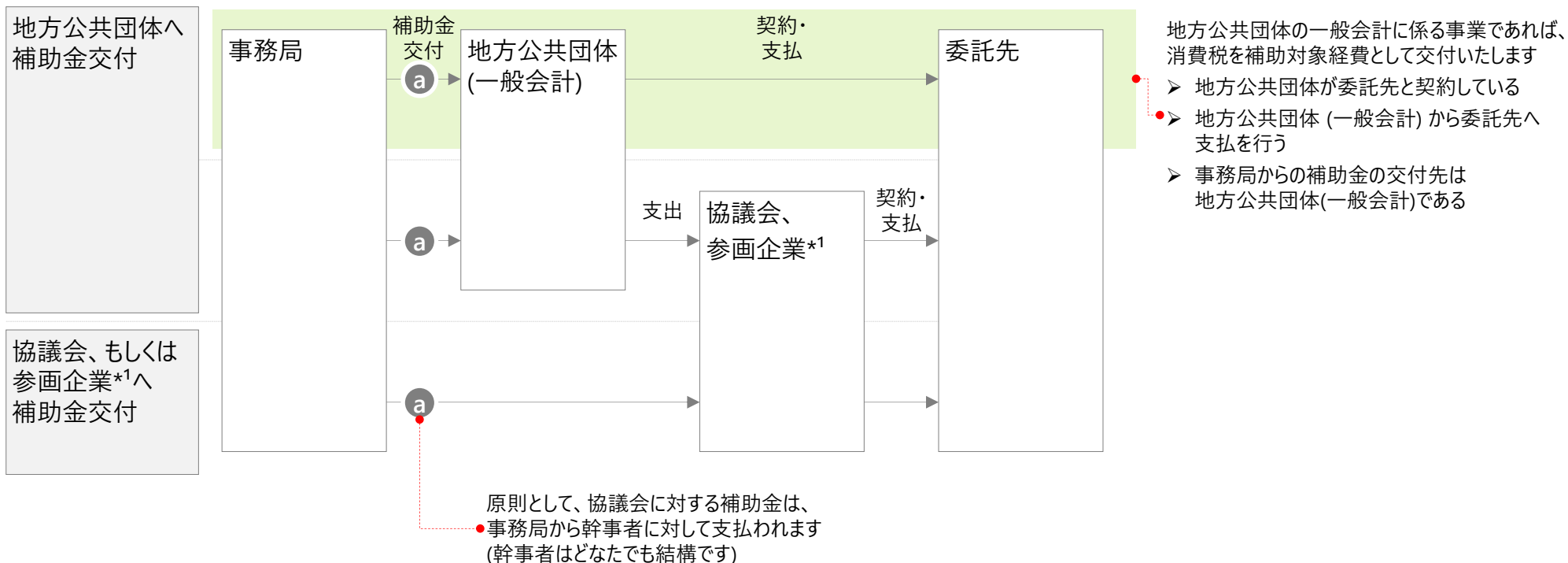


※ 地方公共団体の協議会への参画は任意であるものの、地方公共団体が参画している場合は審査において加点要素となり、優先的に採択されます

原則として消費税は補助対象経費から除外する必要がありますが、地方公共団体の一般会計に係る事業の場合等では、消費税も補助経費対象となります

代表的な事業スキーム

代表的な事業スキーム (お金の流れ)



*1：協議会に参画する荷主企業、物流企業、産業団体、経済団体等を指します

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- **間接補助対象経費**
- 間接補助事業イメージ
- 申請事例（想定）
- 間接支援イメージ

協議会設立から事業化までに発生する各種タスクに対して、検討経費及び実証・事業化経費としての補助金交付を予定しています

間接補助対象経費

[凡例]

検討経費

実証・事業化経費

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業

協議会設立

事業素案策定

実証

事業化

想定
タスク
(例)

- 参加候補企業情報収集・呼びかけ
 - 荷主/物流事業者/産業団体/経済団体等
- 協議会運営方法検討
 - 目的/役割分担
 - アジェンダ/開催頻度等

- 地域の物量データ分析
- 物流需給ギャップ把握
- 物流課題仮説抽出
- 事例調査
- 事業素案立案
 - モーダルシフト
 - 物流拠点共同利用
 - 共同輸配送
 - 中継輸送、等
- 期待効果把握(概算)
- 実現に向けた課題抽出

- 物流課題仮説実証
 - 協議会での意見交換
 - 地域内外関係者へのヒアリング
- 事業素案実証
 - 設備/機器購入※
 - 拠点整備※
 - システム導入※
 - 実証運行
(※実証に必要な範囲)
- 期待効果算出
- 事業計画立案

- モーダルシフト実施
 - 設備/機材購入
- 物流拠点共同利用
 - 拠点整備
 - 設備/機材購入
- 共同輸配送/中継輸送実施
 - 設備/機材購入
 - システム導入
- 次年度以降の事業計画立案
 - 予定施策
 - 対象エリア/ルート
 - 期間/予算/リソース等

補助
対象
経費
(例)

調査・分析に関する経費(業務費等)

事業素案立案に関する経費(業務費等)

設備/機材購入経費(工事費、設備費等)

物流拠点整備経費(工事費、整備費等)

システム導入経費(業務費、事務費等)

実証運行経費(業務費、事務費等)

事業計画立案(次年度以降を含む)に関する経費(業務費等)

協議会運営・プロジェクトマネジメントに関する経費(業務費、事務費等)

「調査・分析に要する人件費・委託費」から、「トラック、コンテナ、シャーシ、フォークリフトの購入費」まで、幅広く間接補助対象経費とすることができます

間接補助対象経費（具体的な経費）

大分類	小分類	具体的な経費（例）
検討経費	調査・分析に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> 物流課題抽出等のための調査・分析に要する人件費・委託費 マーケティング活動(共同配送に向けた荷主集め等)に要する人件費・委託費・会場使用料 有識者・セミナー講師への謝金、等 ※ただし、謝金は国土交通省が定める「謝金の標準支払基準」に準ずる
	事業素案立案・事業計画立案に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> 企画構想・物流改善施策立案に要する人件費・委託費 次年度以降の事業計画立案に要する人件費・委託費、等
	協議会運営・プロジェクトマネジメントに関する経費	<ul style="list-style-type: none"> 協議会運営・プロジェクトマネジメント実施に要する人件費・委託費、等
実証・事業化経費	設備/機材購入経費	<ul style="list-style-type: none"> トラック、コンテナ、シャーシ等の輸送機器の購入費 パレット、フォークリフト等の荷役機器の購入費、等 ※購入費だけではなく、レンタル・リース・サブスクリプション費用も補助対象経費となります（ただし、事業期間内におけるレンタル費等に限る）
	物流拠点整備経費	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫建設工事費 冷蔵冷凍設備工事費、等
	システム導入経費	<ul style="list-style-type: none"> システム導入に要する人件費・委託費 サブスクリプション等のシステム利用料、等
	実証運行経費	<ul style="list-style-type: none"> 輸配送運賃(トラック/鉄道/船舶/航空機等) 荷役費 倉庫保管料 実証運行等に要した消耗品費(緩衝材/ロープ等)、等

2. 事業概要

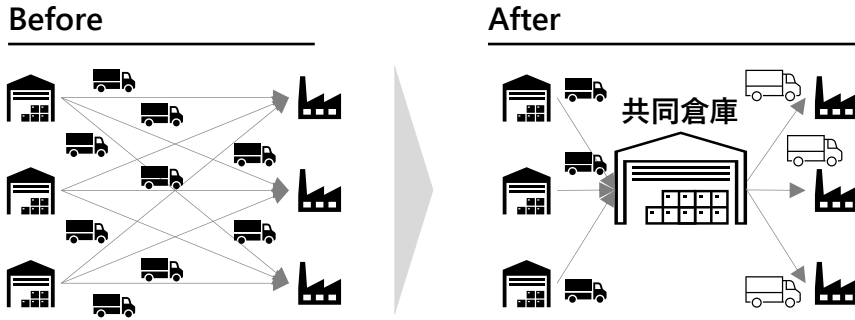
- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- **間接補助事業イメージ**
- 申請事例（想定）
- 間接支援イメージ

競合企業間・異業種間の共同輸配送、中継輸送、陸・海・空の新モーダルシフトに加え、先進的な各種取組みについても補助の対象となります

間接補助事業イメージ

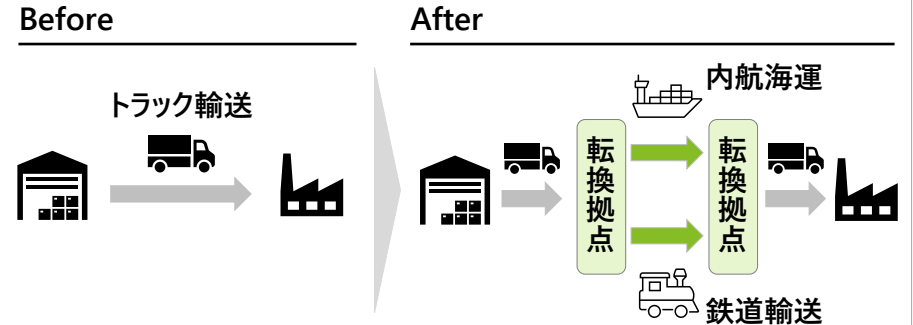
① 競合企業間・異業種間の共同輸配送

複数の荷主・物流事業者が共同利用可能である、地域物流の核となる拠点を整備することで、共同輸配送を実現する



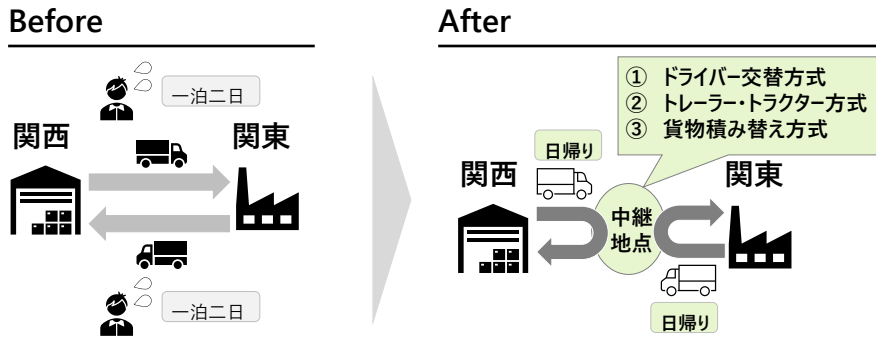
③ 陸・海・空の新モーダルシフト

輸送ニーズに応じた荷主・物流事業者間のマッチングや地域物流の核となる拠点を整備することでモーダルシフトをより一層強化する



② 中継輸送

遠距離地域間のトラック輸送において中継地点を設定することで、ドライバーの日帰り運行や複数荷主の共同輸配送を実現する



④ 先進的な各種取組み

新幹線等の貨客混載



自動配送ロボットの活用※



ダブル連結トラックを活用した共同輸配送・中継輸送



航空機の空きスペース等の有効活用



※出典：物流ニッポン <https://logistics.jp/pickup/2019/06/28/11668/>

昨年度の「地域連携モーダルシフト等促進事業」では、地域の物流課題の解決に向けて、40協議会が採択され、前述の事業を推進いただきました

昨年度実績のご紹介（物流課題と事業）

協議会が抱えている課題分類		課題の概要	課題認識地域の特徴	事業種別	協議会
現行輸送の維持	積載率の低下	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物量は大きく変わらないが、出荷・納品タイミングのばらつき等の理由により、個社配送における積載率が低くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> • 類似産業の集積地域(B to B) • 都市部(B to C) 	<ul style="list-style-type: none"> • 共同輸配送 	6 協議会
	トラック輸送力の逼迫 ドライバーの長距離輸送	<ul style="list-style-type: none"> • 幹線輸送において中継地点となるような拠点が存在しない場合、長距離輸送が常態化しており、物流の生産性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> • 高速道路に付近で交通の要衝となる地域 	<ul style="list-style-type: none"> • 中継輸送 	2 協議会
	代替輸送モード未活用	<ul style="list-style-type: none"> • 港湾荷役に必要なフォークリフト等の設備不足、リードタイム等の観点で輸送モードに適した荷主へのアプローチ及び荷主の行動変容を促す情報発信が十分にできておらず、未活用の原因となっている 	<ul style="list-style-type: none"> • (物流事業者が持つ物流ルートに依存) 	<ul style="list-style-type: none"> • 内航船/鉄道モーダルシフト • ダブル連結トラック • 航空機の活用 • 貨客混載（新幹線など） 	11 協議会
	人口減少による物流インフラの維持	<ul style="list-style-type: none"> • 貨物量減少によるトラック輸送の不採算性、物流従事者不足が原因で物流インフラの維持が困難になることが予測される 	<ul style="list-style-type: none"> • 人口減少が著しい山間/島嶼部の過疎地域 	<ul style="list-style-type: none"> • ドローンの活用 • 共同輸配送 	13 協議会
	BCPを考慮した輸送モード整備	<ul style="list-style-type: none"> • トラック輸送に依存しているため、自然災害により道路が遮断されると、物資の供給が途絶える恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然災害より物流ルートが寸断された被災事例・リスクのある地域 	<ul style="list-style-type: none"> • 内航船/鉄道モーダルシフト • ドローンの活用 	2 協議会
新規輸送需要への対応	生鮮品に適した輸送モード整備	<ul style="list-style-type: none"> • 生鮮品取扱事業者の多くが小規模であるため、事業者単独の少量貨物では幹線輸送が難しく、鮮度維持可能なリードタイムの短い手段を確保できておらず、域外流通が進まず知名度も低い 	<ul style="list-style-type: none"> • 競争力のある地域 • 産品ブランドの確立を狙っている地域 	<ul style="list-style-type: none"> • 航空機の活用 • 貨客混載（新幹線など） 	6 協議会

昨年度は合計40協議会を採択

地方自治体はどのような役割で協議会へ参画したらよいのか、といったお問い合わせを多くいただいたため、昨年度の実績をご紹介します

昨年度実績のご紹介（地方自治体の役割・参画意義）

地方自治体の役割

事業推進型	計画立案・推進	<ul style="list-style-type: none">地域の物流課題を抽出・整理するとともに、解決策立案に向けた協議会の議論をリードする事業実施に向けたロードマップやスケジュール管理を担い、事業化までの推進役となる
	事業者・地域団体の巻き込み	<ul style="list-style-type: none">地域の荷主、物流事業者、商工団体、住民団体などを協議会活動に参画させるための働きかけを行う分野横断的な連携促進や、協議会のメンバー拡大に向けた調整を担う
助言型	行政支援	<ul style="list-style-type: none">協議会の議論や事業化に必要な行政的サポート（許認可、用地提供、補助金・助成制度の案内等）を行う物流事業の実施にあたり、関係部局との調整や手続きの円滑化を図る
	情報発信・広報	<ul style="list-style-type: none">協議会で決定した内容や物流事業の成果、地域の取組事例等を自治体の広報媒体（ホームページ、広報誌、SNS等）を活用して、地域住民や事業者等へ広く発信することで、関係者による事業への協力を得やすくする
	オブザーバー	<ul style="list-style-type: none">計画立案や事業推進には直接的に関与せず、民間主導の議論に参加する。行政的な課題や制度面での注意点、地域事情等を必要に応じてアドバイスする

地方自治体がもたらす事業への価値(自治体の参画意義)

事業者間連携の促進

- 自治体がネットワークを活用し、中立的な立場から広く地域関係者に働きかけることで、共同物流など事業者横断的な取組みを促進できる

行政支援による事業推進強化

- 自治体が有する公有地や施設などのアセットを活用し、用地提供など事業推進に必要なインフラ支援を行ったり、許認可等の手続き支援を行うことで、民間単独では難しい事業展開が可能となる

政策反映による事業継続性向上

- 自治体は地域の物流課題や現状を把握し、得られた知見や成果を今後の地域政策や計画に反映することで、事業予算を確保したり、関係者への情報発信等が可能となる。結果として、単発的な事業ではなく、継続的な物流改善につなげることができる

昨年度の「地域連携モーダルシフト等促進事業」の取組事例は事例集としてまとめており、地域の物流課題に向き合う自治体・企業の皆様の参考としてご活用ください

「地域連携モーダルシフト等促進事業」事例集のご紹介

目次

■ 事業背景・目的	2
■ 有識者委員の寄稿 矢野 裕児氏	3
■ 有識者委員の寄稿 二村 真理子氏	4
■ 事業サマリ	5

モーダルシフト実施事例

事例分類の説明(輸送モード別)	8
-----------------	---

北海道

北海道着貨物の鉄道モーダルシフト	9
上士幌町ドローン×共同配送モーダルシフト	11
北・北海道物流拠点の整備	13

東北

多賀城市のモーダルシフト等	15
青森県新幹線モーダルシフト等	17
自動運航ドローンによる物流実現可能性調査	19
過疎地観光・生活併用型陸空貨客混載	21
八戸港を活用したモーダルコンビネーションの推進	23

関東

持続可能な宅配ラストワンマイル検討	25
神奈川中小物流事業者モーダルシフト	27
鹿沼市での共同配送の実現に向けた調査並びにドローン配送の実証	29
秩父地域の持続性の高い物流ネットワークの構築	31
幹線混載トラックを活用した重量物運送のモーダルシフト	33

中部

中部国際空港の物流拠点機能強化	35
石川県⇄大阪府 ダブル連結トラック輸送の確立	37
鉄道輸送を活用した重量物輸送のモーダルシフト	39
浜松市・東三河のモーダルシフト等	41
日本海側の鉄道モーダルシフト等	43

近畿

地域における運送事業者と荷主のマッチングの仕組み構築	45
野迫川村内での共同配送の実証・実装とドローン配送の実証	47
相楽東部地域のモーダルシフト	49
京都府北部地域の物流効率化に向けた実証事業の実現可能性調査	51

中国

Birdを活用した共同輸配送および生活インフラ維持の実現	53
中国地域発鮮魚・果実輸送モーダルシフト	55
高付加価値製品の競争力強化に向けた物流効率化	57
松江市周辺エリアのモーダルシフト	59

四国

最新技術(ドローン)を活用した忽那諸島での物流検証	61
---------------------------	----

九州・沖縄

九州・山口・西四国 次世代空陸連携モーダルシフト	63
EVバッテリー資源循環の流通基盤構築に向けた実証事業	65
鹿児島県産品の輸出拡大と物流スキーム構築	67
地域配送事業者と航空貨物活用したモーダルシフト	69
飼料貨物の海運モーダルシフト	71
地域と連携した持続的な宅配サービス提供の仕組み構築	73
自動車調達物流における地域物流改善プロジェクト	75
南九州発着貨物の海運モーダルシフト	77
内航RORO船モーダルシフト促進事業	79

複数地域連携

幹線(航空)と域内輸送(新幹線)のモーダルシフト	81
--------------------------	----

「事例集のリンク」

国土交通省公式ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001994329.pdf>

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- 間接補助事業イメージ
- **申請事例（想定）**
- 間接支援イメージ

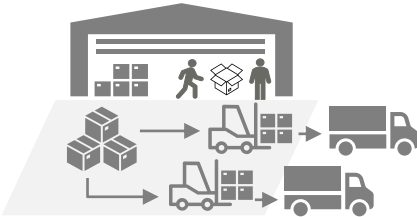
実証・事業化経費は申請せずに、検討経費のみで申請いただくことも可能です

申請事例（想定）

協議会A（幹事者：地方自治体〇〇市）

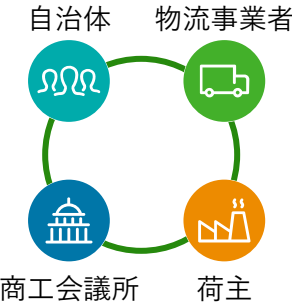
取組み内容

- 地域の基幹となる物流施設建設の構想策定



協議会メンバー

- 〇〇市
- 大手物流事業者
- 地場の物流事業者(2社)
- 〇〇市商工会議所
- 荷主



補助対象経費

- 検討経費 2,500万円
- 実証・事業化経費 5,000万円

公募申請までの主なアプローチ

協議会組成

- 荷主・物流事業者・商工会議所等に対して、協議会への参画を打診し、内諾を得る

仕様書作成・提示

相見積もり取得

- 見積書取得のための仕様書を作成し、複数の取引先（調査会社、物流事業者、コンサルティング会社等）に提示し、見積書を取得する

各種申請書類準備

- 事業計画を検討するとともに、各種申請書類を作成・準備する（協議会構成員へ必要書類への記入等を依頼する）

申請

公募申請時のポイント

1

検討経費のみを対象とした申請も可能

- 地域の物流課題の調査、物流データの分析、物流施設建設/ネットワーク再構築の構想策定、物流効率化施策の立案等に要する費用(検討経費)のみを対象として申請することも可能です

2

正式発足前の協議会でも申請可能※

- 協議会構成員の必須要件（荷主もしくは物流事業者が2社以上参画していること）が満たされていれば、事業採択後に協議会を正式に設立することも可能です

3

事業採択後に協議会構成員を増やすことも可能

- 事業採択後に、協議会を拡充し、構成員を増やすことも可能です

※事業完了（2027年2月12日）までに、荷主と物流事業者それぞれ1社以上協議会に参加することが必須となります

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- 間接補助事業イメージ
- 申請事例（想定）
- **間接支援イメージ**

検討に必要な情報収集や、事業規模を広げるための活動について、必要に応じて事務局からもサポートいたします

間接支援イメージ

	協議会の課題・ニーズ (想定)	間接支援メニュー※1	昨年度実績
施策検討 ・ 実証	情報・ノウハウ ➤ 協議会内に閉じた検討では、時に答えが出ず、悩ましい問題に直面することがある。その際、検討が先に進んでいる類似事業の協議会の経験談を参考にしたい	1. 協議会同士マッチング (情報・ノウハウの共有)	✓ 物流事業が類似している協議会同士で、事業遂行上の課題解決に向けた意見交換を実施（鉄道モーダルシフト、コミュニティ配送）、等
事業化	荷主拡大 ➤ 物流スキームの構築は目途が立ちつつあるものの、採算性を担保するには、荷主・貨物量を広げる必要がある	2. 協議会同士・外部企業マッチング (荷主・物流企業紹介) 3. 広報フォロー (パネルディスカッション登壇、等)	✓ モーダルシフトの対象貨物を探している協議会に対して、別の協議会が関係する地域団体を紹介、等

※1 支援の要否や進め方については、個別に各協議会のご担当者様とご相談させていただきます

3. 申請書類

3. 申請書類

- 申請書類
- ご留意事項（利益排除）

申請に際しては、経済性の観点より可能な範囲において相見積を取得し、最低価格を提示したものを選定することが必要となります

申請時の必要書類

提出書類	様式	備考
交付申請書（様式第1）	有	－
申請者の概要（様式第1：別紙1）	有	－
事業計画書（様式第1：別紙2）	有	・当該年度を含む3年間の事業計画を明記すること
事業計画書（PowerPoint形式）	無	・事業計画書（様式第1：別紙2）をより詳細に説明する資料として、Power Point形式の追加資料等をご提出ください。
経費内訳（様式第1：別紙3）	有	－
役員名簿（様式第1：別紙4）	有	・協議会構成企業につき各1部 ※地方公共団体は提出不要です
リース料計算書（様式第1：別紙5）	有	・リース会社の設備購入費用を補助対象経費とする場合ご提出ください
参考見積書（正・相）	無	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日に有効な見積書であること（発行日と有効期限が明記されていること） ・公募要領「表3 対象経費の区分」に示す「区分」「費目」「細分」ごと及び公募要領「表4 事務費の内容」に示す「細目」「細分」ごとに記載してあること ※特に工事費がある場合には、「費目」「細分」の明記と共に、労務費に関しては『単価×人日』等の根拠資料を添付のこと。 ・経済性の観点より、可能な範囲において相見積を取得し、最低価格を提示したものを選定すること（相見積を取得できない場合は、理由書の提出が必要となります）
内訳書（様式第1：別紙6）	有	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として見積書は公募要領で示す「対象経費区分」にのった記載となっていることが必要ですが、見積書が「対象経費区分」にのった記載となっていない場合は、補足資料として「（別紙7）内訳書.xlsx」に必要事項を入力の上ご提出ください
誓約書（様式第1：別紙7）	有	・補助事業の実施期間中・完了後における遵守事項を確認の上、ご提出ください
導入設備・機器の概要資料（パンフレット等）	無	・導入する設備・機器の仕様が分かる資料（導入する設備・機器がある場合はご提出ください）
履歴事項全部証明書 または登記簿謄本（写）	無	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成企業につき各1部 ・取得後3カ月以内のもの ※地方公共団体は提出不要です
財務諸表 （貸借対照表、損益計算書）	無	<ul style="list-style-type: none"> 協議会構成企業につき各1部 ・直近2カ年分 ・個人事業主の場合は、確定申告書を直近2カ年分提出すること ※創業2年未満の企業の場合は、提出可能な範囲の財務諸表等を提出すること ※地方公共団体は財務諸表に該当する書類（財政状況、予算・決算内容が分かるもの等）を提出すること

原則として見積書は公募要領で示す「対象経費区分」にのっとり記載となっていることが必要ですが、補足資料として内訳書を作成・提出いただくことで対応することも可能です

見積書の補足資料としての内訳書

【パターン①】

見積書が対象経費区分にのっとり記載となっている

御見積書

〇〇御中 見積日：〇月〇日
 件名：〇〇 有効期限：〇月〇日
 〇〇株式会社
 東京都品川区・・・

合計金額：〇〇

工事費	本工事費(直接工事費)	材料費	××円
工事費	本工事費(直接工事費)	労務費	××円
設備費	-	-	××円
業務費	-	-	××円

■ 取引先より対象経費区分にのっとり記載の見積書を受領した場合は、当該見積書を申請時にご提出ください

【パターン②】

見積書が対象経費区分にのっとり記載となっていないため、内訳書で補足する

■ 取引先より対象経費区分にのっとり記載の見積書を受領できなかった場合は、補足資料として「内訳書」を作成し、ご提出ください

御見積書

〇〇御中 見積日：〇月〇日
 件名：〇〇 有効期限：〇月〇日
 〇〇株式会社
 東京都品川区・・・

合計金額：〇〇

・業務委託費 ××円
 ・システム開発費 ××円



内訳書

区分	費目	細分	金額
工事費	本工事費(直接工事費)	材料費	
工事費	本工事費(直接工事費)	労務費	
工事費	本工事費(直接工事費)	直接経費	
工事費	本工事費(間接工事費)	共通仮設費	
工事費	本工事費(間接工事費)	現場管理費	
工事費	本工事費(間接工事費)	一般管理費	
工事費	付帯工事費	-	
工事費	機械器具費	-	
工事費	測量及試験費	-	
設備費	-	-	
整備費	-	-	
業務費	-	-	
合計			0

対象経費区分 (公募要領より抜粋)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費(直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
本工事費(間接工事費)	共通仮設費		次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定する

3. 申請書類

- 申請書類
- **ご留意事項（利益排除）**

申請者自身または関係会社から調達を行う場合、補助対象経費に利益を含めることはふさわしくないと考えられるため、利益排除した原価で申請いただく必要があります

ご留意事項（利益排除）

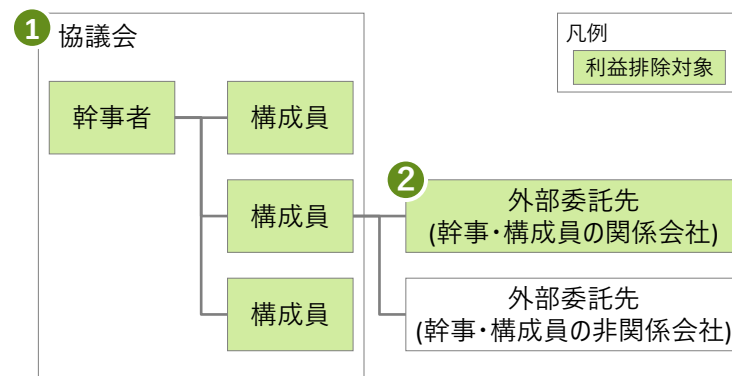
利益排除の考え方（公募要領 3 - 5 抜粋）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達または関係会社からの調達等（システム開発や工事を外注せずに自社で調達する場合など）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身または関係会社の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、申請者自身または関係会社から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

利益排除の対象

- 1 協議会幹事・構成員から調達する場合
- 2 協議会幹事・構成員の関係会社から調達する場合



※利益排除でよくある質問について、「FAQ」をご参照ください

人件費の利益排除では、実際の総支給額から人件費単価を算出する方法や健保等級単価に対応する人件費単価を適用する方法があります

ご留意事項（利益排除_人件費）

利益排除の実施方法（人件費）

- ① 実際の「年間総支給額 + 年間法定福利費」から人件費時間単価を算出
- ② 健保等級に対応する時間単価を適用、等

3. 人件費に関する経理処理

<基本的な考え方>

人件費とは補助事業に従事する者（以下、「事業従事者」という。）の作業時間に対する給料その他手当をいいます。業務運営及び運営管理の確認のため、補助事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料（体制図等）を作成してください。

人件費は原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算します。時間単価^{*1}については、後述する算出方法により、事業従事者一人一人について算出します。なお、時間単価の算出方法は、交付決定時のものとし、その後、実績報告・確定時において変更することはできません（交付決定時の考え方に基づき、時間単価の額は変更することがあります。）。

また、時間数^{*2}については、当該事業に従事した分についてのみを計上してください。時間数の算出に当たっては、後述する業務日誌の作成が基本となりますが、中小企業基本法に規定する中小企業者・小規模企業者や、個人事業主については、一定の要件のもと、業務従事報告により把握・算出することも可能です。

以下の取扱いは、通常の勤務形態である一般職を前提とした基本的な考え方であるため、管理職（取扱いを一部特掲）や就業時間の縛りがない裁量労働制などの場合については、補助事業者における個々の実情を踏まえた個別の取扱いが必要となる場合があります。

人件費 = 時間単価^{*1} × (作業)時間数^{*2}

<※1時間単価の算出方法>

時間単価の積算は原則として以下の手法により算出します。

【手法1：実績単価計算】

(1) 正職員、出向者及び臨時雇用職員の人件費時間単価の積算方法

人件費時間単価 = (年間総支給額 + 年間法定福利費) ÷ 年間理論総労働時間

* 法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助事業者負担分とし

実施イメージ（人件費）

- ① 実際の「年間総支給額 + 年間法定福利費」から人件費時間単価を算出

年間 総支給額	年間 法定福利費	年間理論 総労働時間	人件費 時間単価
(300万円 + 100万円)		1,000時間	= 4,000円

- ② 健保等級に対応する時間単価を適用

- 健保等級適用者：
賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間単価を適用
- 健保等級適用者以外：
月給額を算出し、時間単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用、等

[参考：健保等級（経済産業省「等級単価一覧表 令和7年度適用」より引用）]

等 級	健保等級適用者		労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円/時 間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額		
	以上	～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	350	480	～ 85,050	480	
2	68,000	～ 73,000	410	560	～ 98,550	560	
3	78,000	～ 83,000	480	640	～ 112,050	640	
4	88,000	～ 93,000	540	730	～ 125,550	730	
5	98,000	～ 101,000	600	810	～ 136,350	810	
6	104,000	～ 107,000	640	860	～ 144,450	860	
7	110,000	～ 114,000	670	910	～ 153,900	910	
8	118,000	～ 122,000	720	980	～ 164,700	980	
9	126,000	～ 130,000	770	1,040	～ 175,500	1,040	
10	134,000	～ 138,000	820	1,100	～ 186,300	1,100	

※ご参考：経済産業省「補助事業事務処理マニュアル(P10～11)」
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoyo_manual.pdf

人件費以外の費用の利益排除では、売上総利益率を用いて利益排除を実施する方法や原価計算書等の証拠書類で合理的に説明する方法があります

ご留意事項（利益排除_人件費以外）

利益排除の実施方法（人件費以外）

- ① 「売上総利益率」や「営業利益率」等を用いて利益排除を実施
- ② 原価計算書等の証拠書類に基づき、利益排除できていることを合理的に説明

(参考)

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

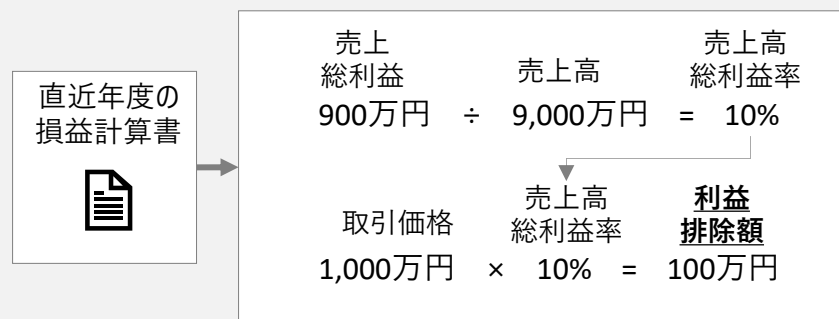
そこで、補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先
補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。
利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。
(1) 補助事業者自身
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業
(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)
2. 利益等排除の方法
(1) 補助事業者の自社調達の場合

実施イメージ（人件費以外）

- ① 「売上総利益率」や「営業利益率」等を用いて利益排除を実施



- ② 原価計算書等の証拠書類に基づき、利益排除できていることを合理的に説明

[工事原価(例)]		[運賃原価(例)]	
材料費	○円	運行費	○円
労務費	○円	車両費	○円
外注費	○円	人件費	○円
経費	○円	間接費	○円
合計	○円	保険料等	○円
		合計	○円

※ご参考：環境省「補助事業における利益等排除について」
(<https://www.env.go.jp/content/900533999.pdf>)

4. 審査のポイント

採点項目では「事業計画の的確性」や「事業計画の実現性」が重要なポイントとなりますので、審査ポイントを踏まえた上で、事業計画等のご作成をお願いします

審査のポイント

必須要件	事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none">日本国内に拠点を有し、事業を的確かつ円滑に遂行できる組織及び人員等を有していること国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
	財務的基盤	<ul style="list-style-type: none">事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
	協議会構成	<ul style="list-style-type: none">協議会に荷主もしくは物流事業者が2社以上参画していること <p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 「荷主＋物流事業者」という協議会構成を基本としますが、申請時点で荷主又は物流事業者の参画が間に合わず、「荷主＋荷主」や「物流事業者＋物流事業者」という協議会構成となった場合でも認めることがあります。ただし、事業完了時まで、「荷主＋荷主」の協議会の場合は物流事業者が、「物流事業者＋物流事業者」の場合は荷主が、それぞれ協議会に参画いただく必要があります。✓ 協議会への荷主の参画自体が難しい場合、荷主から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る）についても荷主とみなすケースがありますので、事務局へ個別にお問い合わせください。
採点項目	事業計画の的確性	<ul style="list-style-type: none">地域が抱える物流課題を的確に把握できているか地域の産業集積やインフラ等を踏まえた上で、地域産業の目指す姿が示されているか共同輸配送/新モーダルシフト/中継輸送等が課題解決の手段として適切であることを示しているか協議会に地方自治体・産業団体・経済団体など幅広く利害関係者を巻き込んでいるか、等
	事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none">事業工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であるか事業実施体制や役割分担は妥当か、事業遂行に懸念はないか
	事業の持続性・継続性	<ul style="list-style-type: none">事業期間以降の事業継続を見据えているか事業を自ら継続させるための採算性の確保策が明確であるか
	その他審査にあたって、優先配分・優先採択要素（加点要素）として考慮される事項	<ul style="list-style-type: none">広域リージョン連携推進要綱（令和7年9月2日付け総行行第425号自治体行政局長通知）に規定する「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係る内容の申請であるか <p>※[参考URL] 総務省 広域リージョン連携</p>

5. 問合せ・よろず相談先

本間接補助事業に関する問合せに加え、地域の物流課題に関するご相談も広く受け付けています

問合せ・よろず相談先

	概要	対象者	連絡先
問合せ	間接補助事業に関する質問・相談を受け付けます (よくある質問を「FAQ」に記載していますので、事前にご確認ください)	本事業への参加を検討される方	[お問い合わせフォーム] https://regional-logistics-productivity.form.kintoneapp.com/public/inquiry [TEL]03-6365-6918 受付時間： 9:00～17:00 ※休業日： 土日・祝日・年末年始
よろず相談	間接補助事業に直接関係のないものも含め、地域の物流課題に関するご相談を受け付けます (今後の国の物流施策等を検討する上で参考にすることを目的としています。お気軽にご相談ください)	本事業への参加に関わらず、どなたでも	[お問い合わせフォーム] https://regional-logistics-productivity.form.kintoneapp.com/public/inquiry [TEL]03-6365-6918 受付時間： 9:00～17:00 ※休業日： 土日・祝日・年末年始

6. 事後アンケート

説明会実施後にアンケートを送付させていただきますので、回答にご協力のほど何卒よろしく
お願いいたします

事後アンケートのご案内

ご回答
対象者

■ 本説明会へお申し込みいただいたメールアドレスに対し、後ほど事後アンケートのURLをお送りさせていただきますので、回答にご協力いただけますと幸いです

所要
時間

■ 5～10分程度

備考

■ 本説明会資料は、本事業の特設Webサイトにて公開させていただく予定です

Appendix

事業目的

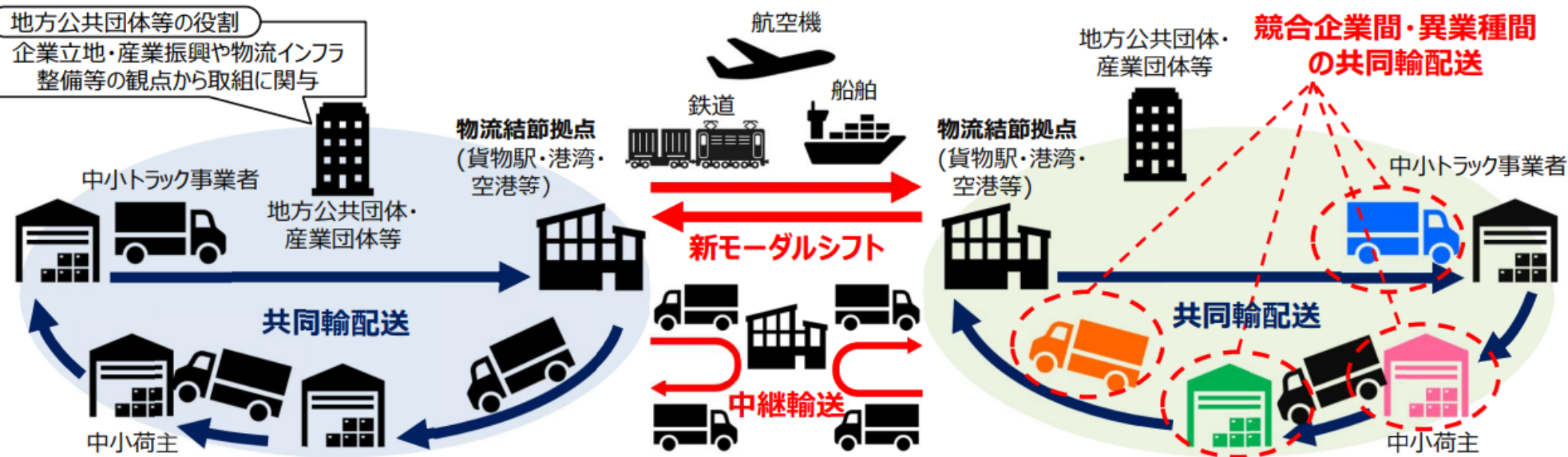
- 地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。

事業概要

- 2024年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、長距離ドライバーの担い手不足が深刻化する中で、特に地方部において地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応するとともに、2028年に予定されているトラック適正化2法の施行を見据えた中小トラック事業者の経営体質の改善が急務。
- これらの事態に対応するため、地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けた競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。

地方公共団体等の役割

企業立地・産業振興や物流インフラ整備等の観点から取組に関与



補助対象・補助率等

- 補助対象：地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体（任意）等が参画した協議会
- 補助率等：1 協議会当たり最大0.75億円（検討経費：最大0.25億円(定額) + 事業費：最大0.5億円(補助率1/2等)）